

第2章

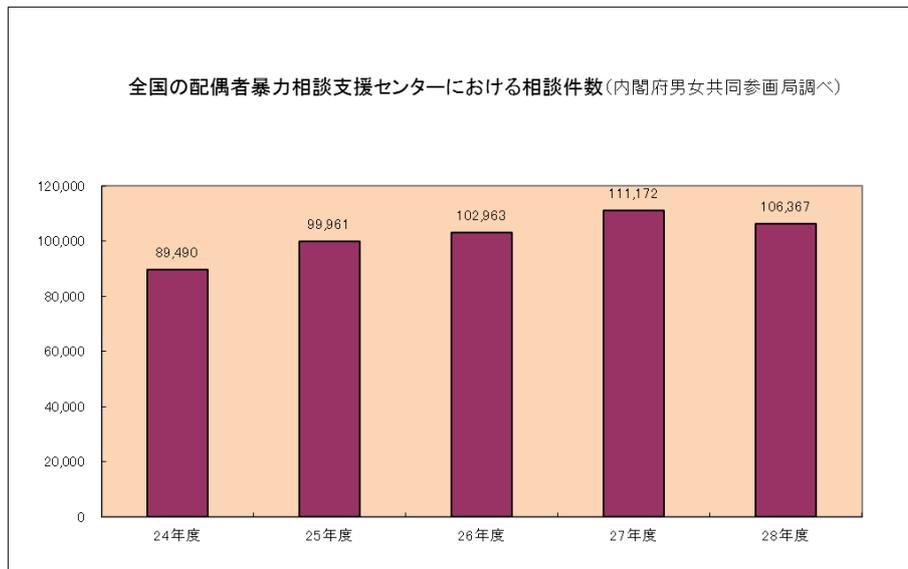
本県のDVをめぐる状況

I DVに関する相談等の状況

(1) 全国の相談状況

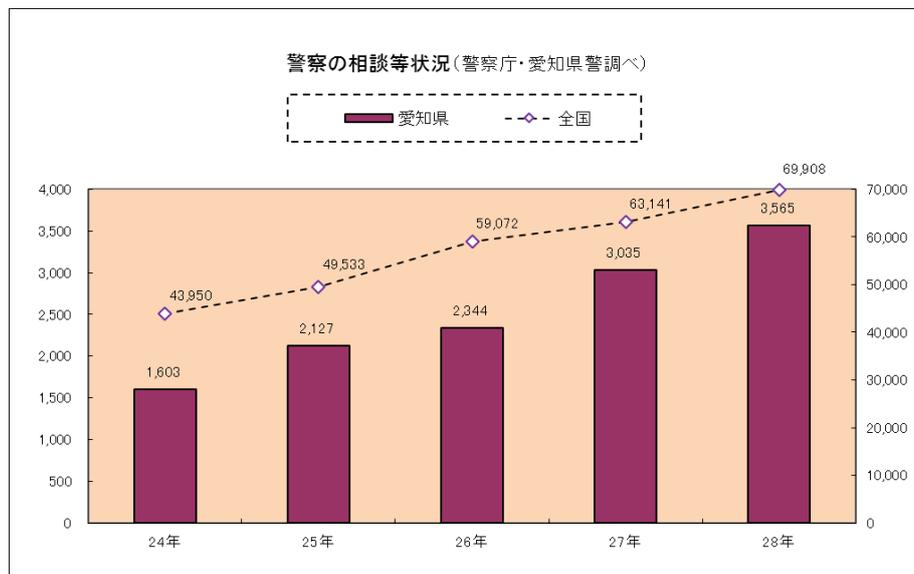
全国の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数は、平成28年度は106,367件で前年度に比べ4%減少しましたが、この4年間でみますと18%の増加となっております。

また、全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成28年度現在272か所となっております、この4年間で49か所増加しました。



(2) 警察への相談状況

警察では、DV防止法に基づき、被害者からの相談を受けるとともに、被害者の保護や被害発生防止のために必要な援助等を実施しております。その相談受理件数は年々増加しており、この4年間で愛知県の相談件数は平成24年の1,603件から平成28年は3,565件と2.22倍に増加しています。これは、全国の相談受理件数の1.59倍の増加に比べても多くなっています。



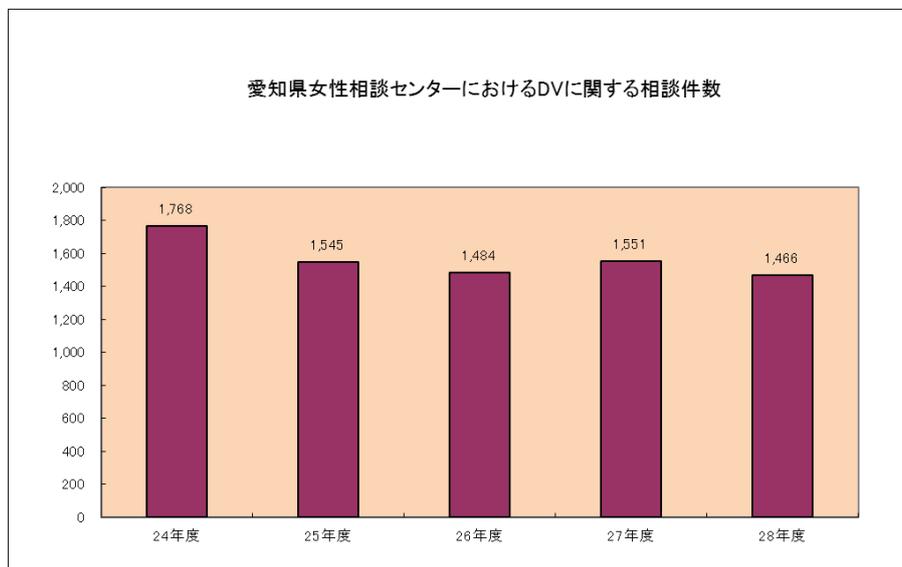
※配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

※平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

(3) 愛知県女性相談センターの相談状況

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有する愛知県女性相談センターでは、DVに関する面接相談及び電話相談を行っています。

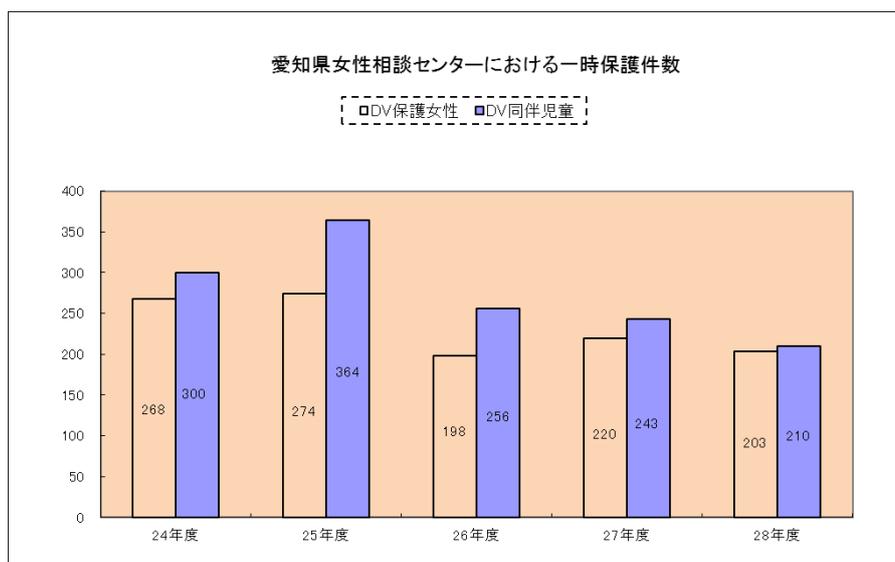
愛知県女性相談センターにおけるDVによる相談件数は、この5年間でみますと、平成24年度から平成25年度にかけてやや減少しましたが、平成25年度以降は1,500件前後で推移しています。



(4) 本県の一時的保護状況

本県におけるDV被害者の一時的保護については、愛知県女性相談センターや委託契約を締結した12施設において実施しており、DVにより一時保護された女性は、平成26年度以降は200件前後で推移しています。

また、DV被害者の一時保護後の状況は、母子生活支援施設への入所や親族等引き取りが多くなっています。

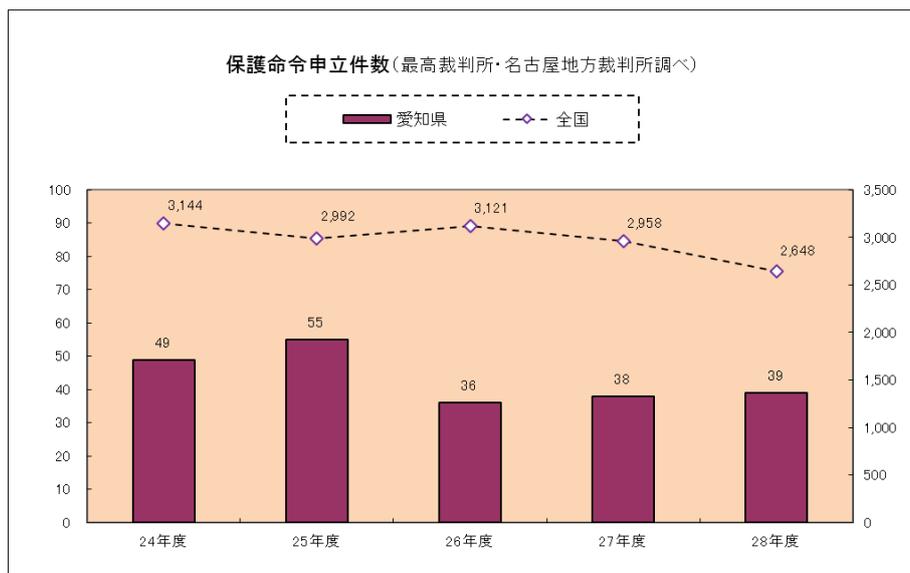


(5) 保護命令の受付状況

保護命令制度とは、被害者や親族等が配偶者等からの暴力や脅迫行為により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時に、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、被害者へのつきまとい等を禁ずる命令です。

なお、平成25年のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者も保護命令の申立てが可能となりました。

この5年間の保護命令申立件数をみますと、愛知県では平成26年度から30件台のほぼ横ばいで推移しており、全国でみると平成26年度から減少傾向にあります。



※保護命令の種類

○接近禁止命令

被害者の身辺につきまとい、又はその通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる。

○退去命令

被害者と共に生活の本拠としている住居から退去することを命ずる。

○子への接近禁止命令(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限る。)

被害者の子につきまとうことや住居や学校等の近くをはいかいしてはならないことを命ずる。

○親族等への接近禁止命令(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限る。)

被害者の親族等につきまとうことや住居や勤務先等の近くをはいかいしてはならないことを命ずる。

○配偶者への電話等禁止命令(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限る。)

被害者に対する面会の要求、緊急時以外の夜間の電話やメール送信等一定の迷惑行為をしてはならないことを命ずる。

Ⅱ 暴力の被害経験

平成28年度に実施した県政世論調査によると、配偶者や交際相手から殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす等の身体的暴行を受けた経験について、「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた「受けたことがある」と答えた人の割合は10.2%でありました。

また、人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視する、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた等の心理的攻撃を受けた経験について、「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた「受けたことがある」と答えた人の割合は10.5%でありました。

